

のうせい 佐用

農業委員会
だより

ちくさ川

第25号

平成24年8月5日発行

佐用町農業委員会

TEL 0790-82-0667 (農林振興課)
FAX 0790-82-0017



10年目を迎えた「稲作体験学習」で

(利神小学校)

『八反がえし』を使う、利神小学校の児童

長谷地区（長谷・金近・宗行）の農家の皆さんの指導のもと、合計7回にわたり5年生18人が初まきから田植え・収穫を経て、しめ縄作りまでの昔ながらの農作業を体験しています。

昔の農家のみなさんの苦勞や稲の育ち方、お米の大切さ、収穫の喜びを学ぶことのできる貴重な学習です。

主な記事から

- ☆農地パトロールの
実施について 2
- ☆ 優良農地の確保について 3
- ☆ 農業者年金等のお知らせ 4

◆八月二十日に農地パトロールを実施

●農地パトロールの内容

ア 農地の利用状況調査

農業委員会が毎年一回、町内のすべての農地を対象に利用状況調査を行います。利用状況調査の結果、遊休農地と判断される農地について農業委員会は、次の指導等を行うこととなっています。

イ 遊休農地に係る措置

- 一 農業委員会による遊休農地所有者等への指導
- 二 農業委員会による遊休農地所有者等への通知
- 三 農業委員会による遊休農地所有者等への勧告
- 四 農業委員会が選定した農地保有合理化法人等による買取り（又は借入れ）協議
- 五 知事の裁定による特定利用権の設定（強制的な賃借権）
- 六 周辺に支障が生ずるときは、市町村長は当該農地所有者等に措置命令

※ その他遊休農地の所有者が判明しない場合には、農業委員会が遊休農地である旨を公告した後に、知事の裁定による特定利用権の設定が可能です。

◆兵庫県下の農地パトロールの状況

兵庫県農業会議によれば、平成23年度の農業委員会による農地パトロールの実施結果は次のとおり

- ・実施要領等を作成して取り組んだ（85・7％）

- ・農地パトロールの参加者は、委員と職員による（77・5％）
 - ・出発式の実施（33・3％）
 - ・班編成による実施（90％）
 - ・結果報告会の実施（92・5％）
 - ・市町全域での実施（90％）
 - ・荒廃農地、保安全管理田等の把握（92・5％）
 - ・無断転用の把握（75％）
 - ・農地法第4・5条許可済み案件の調査確認（70％）
- 以上のような取り組みでした。



昨年の農地パトロールの様子

●農地の有効利用を進めよう（担い手農家への集積）

農地は農業的に利用することで、農産物の生産供給の他、洪水防止などの多面的機能が発揮できます。

また、心やすらぐ農村景観が創出されていますが、農地が耕作放棄地化すると、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生など、周辺で耕作されている担い手農家の方に迷惑になるだけでなく、地域の担い手農家の方が農地の集積を進める際の妨げになる場合があります。

かけがえない優良農地を保全し、地域農業を振興していくためには、農地の耕作放棄地化を防止・解消して、担い手農家の方に利用集積を図っていくことが大切です。

●農地の遊休農地化・耕作放棄地化に歯止めを

農地の遊休化の防止や有効活用を進めるには、もう個々の農家の努力や取り組みだけでは限界が来ています。

これまでこの問題を正面から取り組むべく色々な施策展開がされてきました。しかし、現在日本の農業・農村は農作物価格の低迷、輸入農産物の増加、担い手の減少と高齢化、農地の遊休・荒廃化など多くの課題を抱えています。

全国的な組織運動として『農地を守り有効利用する運動』『農地を活かし魅力ある農業経営を確立する運動』『地域農業再

生運動』『農地と担い手を守り活かす運動』を昭和59年度から平成23年度にかけて取り組んできました。

この大きな課題は考えていけばかりで解決の糸口は見えてきません。まず、原因をつかむことが大切と考え、公共機関の資料から、分かりやすくまとめてみました。

○原因概要（○数字は順位）（複数回答）

- ① 高齢化・労働力不足（88％）
- ② 鳥獣害が多い（36％）
- ③ 地域内に農地の引受け手がない（23％）
- ④ 離農（15％）
- ⑤ 相続による農地の分散化（4％）
- ⑥ その他（2％）

○今後耕作放棄地の解消方策として取り組もうとする方策（複数回答）

- ① 集落営農や認定農業者等の担い手育成（63％）
 - ② 特色ある地域農産物の普及・販売等による地域農業の振興（51％）
 - ③ 新規就農者の受入や特定法人参入促進（29％）
 - ④ 市民農園の整備やグリーン・ツーリズムの推進（18％）
 - ⑤ 基盤強化法に基づく遊休農地に関する措置（12％）
 - ⑥ その他（6％）
- 今回の農地パトロールは、左用町内でも、かけがえない大切な農地を耕作放棄で荒らすことなく守り続けることができることを目的に実施します。

● 優良農地の確保に向け

優良農地を確保し、食糧の需給率を高めるために、国、県、町で取り組むための「ひょうご農林水産ビジョン2020」における目標」についてご紹介します。

○兵庫県における農業振興整備基本方針における目標の設定経緯と考え方

平成二十一年一二月一五日施行の農業振興地域の整備に関する法律の改正では、食糧の安定供給に向け、農地転用規制や農業振興地域制度の見直し（厳格化）を行い、生産基盤である農地の確保を行うため、以下の条文が追加されました。

- 一、国が定める「農用地等の確保に関する基本方針」に次の二点を追加
- ・国において確保すべき農用地の面積の目標
- ・都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準
- 二、都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に次の点を追加



今は健全な農地も後継者問題が重要な課題

・都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標



山合いの農地（個人での獣害対策）

この二点の改正を受けて、国基本指針の改正が平成二十二年六月十一日に行われ、以下の事項が追加されました。

- ・国において確保すべき農用地等の面積の目標
- 農用地区域内の農地面積（耕作放棄地を除く）二十一年の四百七万haから三十二年には四百十五万haに増やす。
- 都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

○大切な農地の確保のために

これら、国の指針に基づき兵庫県でも「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」により、国と協議して面積を設定しています。具体的には、

- ① 農振制度の適切な運用（除外審査の厳格化）
- ② 農用地区域への編入促進
- ③ 新たな耕作放棄地の発生抑制

④ 現在ある耕作放棄地の再生を促進

○兵庫県で確保すべき農用地等の目標面積（平成三十二年現在）

六万二千三百ヘクタールを確保

農用地区域内農地からの除外面積

（減）九四二ヘクタール

農用地区域内農地からの除外面積九四二ヘクタール（過去の除外・転用実績から推計）

耕作放棄地の発生

（減）六百二十七ヘクタール

過去の農地かい廃状況から今後の発生面積を推計（六百二十七ヘクタール）中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などの既存の農地保全施策を一切行われない場合に見込まれる耕作放棄地発生面積を国の算定方法により推計

（増）耕作放棄地の抑制

一六五七ヘクタール

国の算定方式により以下の通り算定
既存農地保全施策により、右記の内一〇六七ヘクタールの発生を抑制する。
また、所得補償制度など新たな施策により左記の六二七ヘクタールの内、田の全てと、畑の八十%の耕作放棄地の発生を抑制する。

農用地区域への編入・除外抑制

（増）七十一ヘクタール

農振白地にある大規模農地（編入要件を満たす農地の編入、土地基盤整備の実施による編入、自然的条件等

不利地域への支援措置の実施による除外抑制等）

耕作放棄地の再生

（増）九六六ヘクタール

耕作放棄地実態調査で現在確認されている耕作放棄地の内、再生すべき土地の全てを還元

これらの施策を通じて、平成三十二年に確保すべき兵庫県の農用地区域内の農地面積は六万二千三百ヘクタールとなり、平成二十年度で四十一%であった食糧自給率を五十%まで引き上げる計画です。

平成24年度 上四半期 農業委員会の申請件数の状況

項目 月	農地法第3条申請 (農地取得)	農地法第4条申請 (自作農地の転用)	農地法第5条申請 (農地を取得して転用)	農地法施行規則 第32条の届出 (農業倉庫等)
4月	5件	0件	0件	2件
5月	3件	2件	3件	1件
6月	2件	0件	2件	0件
合計	10件	2件	5件	3件

農業者年金のお知らせ

◇知って得する農業者年金◇

※国が支える、安心が大きくなる
担い手『積立年金』



○女性農業者の

皆さんへ存知ですか？

Q・安心できる老後生活への備えには
何が大切ですか？

A・生活の糧として必要な収入を終身
年金で確保することが最適です。

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18・9年（83・9歳）、女性が24・0年（89・0歳）です。（女性は男性よりも5年も長い！）この長い老後生活に備えるためには、生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額23万円に及ぶというデータがあり、

この場合、農業者の方が国民年金を満額受給（夫婦お二人で13万1千4百円）できたとしても、月額約10万円が不足することになります。（厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で23万2千円受給できます。）

農業者の方には、このような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金に是非ご加入ください。

農業者年金への加入がご主人だけでは、もしも先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金（満額で月額6万5千7百円）だけになってしまいます。

家族一人 ひとりの 加入が大切

◇お問い合わせ

農業者年金に関するご相談は、農業委員会又は、農業者年金基金にお気軽にお問い合わせください

○佐用町農業委員会

電話0790-82-0667

○農業者年金基金

電話03-3502-3942

◇農地に関するご相談は
お気軽に農業委員会までご連絡
ください。



0790-82-0667

全国農業新聞

◇農業者の視点で農業者年金をはじめ、暮らしに役立つ情報をお届けします。

◎発行日 毎週金曜日(月4回)

◎購読料 月額600円(税込み)

◎発行元 全国農業会議所

○全国農業新聞を読んで、農業者年金を上手に受給しましょう。

※ 購読の申し込みは『佐用町農業委員会』へお気軽にご連絡ください。

農業委員会総会は、
原則として、毎月**20日**です。

許可申請締切日

◆農地に関する許可申請の締め切りは、**毎月末**です。

9月の委員会分については、
8月31日(金)が締切日です

編集後記

田植えも終わり、畦の草刈に忙しい毎日が続いています。

佐用町農業委員会では、農地利用状況調査と耕作放棄地全体調査、無断転用等の『農地パトロール』を毎年8月に行っています。私の農地も猪、鹿等の運動場として無断転用されていますが、高齢化が進む中、どうやって農地を守るか、有害鳥獣の駆除、集落営農法人化等の農業振興推進事項について町に對し要望活動にも取り組みたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

編集副委員長 衣本利美



編集委員会

委員長	森崎文和
副委員長	衣本利美
委員	江見勝二
委員	祐保俊彦
委員	坂口和雄
委員	阿曾則康
委員	直木敏之
委員	舟引進八